

生徒支援だより

令和5年度 夏休みの過ごし方について 保護者へのお願い

夏休みの生活指導について保護者にもご理解をいただき、計画的に規則正しい家庭生活がおくれますよう、家庭でのご指導をよろしくお願いします。

- 1 家族とのコミュニケーションの機会を増やし、子供が一日の様子や悩みなどを話しやすい環境づくりをお願いします。
- 2 予定表を作成するなど、生活リズムや学習が計画的に実行できるようサポートしてください。
- 3 基本的な生活習慣が崩れないようにご指導をお願いします。(特に起きる時間、寝る時間)
- 4 感染予防に努める。(手洗い・マスク・換気・人混みを避けるなど)
- 5 夏休み期間中も、髪染めや違反髪型、まゆぞり等をさせないように、ご指導お願いします。
- 6 子供が外出するときは、必ず「行き先、帰宅時間、誰と行く、目的」などを確認してください。
- 7 海水浴やキャンプ等は責任の持てる責任者(保護者など)の同伴が必要です。ご協力ください。
- 8 子供だけの外泊は禁止です。また、夜10時以降は、補導の対象となりますので注意してください。
- 9 地域行事へは積極的に参加させ、地域の一員としての自覚を促すようご指導をお願いします。
- 10 下記の件に関しまして、特にご注意をお願いします。
 - ・ 交通事故、水難事故等につながる危険な行為(飛び込み、自転車の2人乗りなど)
 - ・ 夜間外出、夜間徘徊(夜遊び)、保護者の同伴がない外泊、不良行為(飲酒、喫煙など)
 - ・ 2階や離れた個室(勉強部屋)などへの友人の出入り
 - ・ 外出時の服装、同伴者、お金の使い方など
 - ・ 不審者対策(近づかない、大声を出す、近くの大人に助けを求めるなど)

11 SNSトラブル(スマホ、携帯、パソコン、ゲーム等)への注意喚起

友人同士だけでなく、各学級や部活動などでも、子どもたちのLINEグループがあるのは知っていますか?グループという閉鎖された場であるため、平気で他人を誹謗中傷したり、グループから除外、無断で画像を掲載するなどの事案があります。誰もが被害者になりえます。家庭でもLINEグループについて確認し、使い方について話をされてください。

また様々なSNSトラブル防止のために、使用に関するルールづくりをお願いします。

(例:夜10時以降は使用しない)

文部科学省 保護者のための情報モラル教室 →



※別紙 「スマホ18の約束」もご覧ください。

- * 近年、小中高生の飲酒や喫煙、深夜徘徊が急増し社会問題になっています。
特に集団になると断れない雰囲気や、気持ちが大きくなって、羽目を外しがちです。子供の様子には特に注意をして下さい。子どもの健全育成へのご協力よろしくお願ひします。

見てほしい資料について

西崎中ホームページにて、各種資料を閲覧することができます。ぜひご一読ください。

- 資料 1 「おとうさん・おかあさん間違えないで！」“ダメ！深夜はいかい”
- 資料 2 ネットには危険がいっぱい
- 資料 3 24 時間子供 SOS ダイアル
- 資料 4 児童生徒の月別自殺数
- 資料 5 大麻本当の怖さ
- 資料 6 薬物のこと大麻のこと誤解してると危険です！
- 資料 7 保護者のためのスマートフォン安心安全ガイド
- 資料 8 ヘルメットは自分の未来を守るため
- 資料 9 インターネットじけんぼ
- 資料 10 STOT! ネット犯罪
- 資料 11 「あなたは気づいていないかも!？」相談窓口・支援の案内
- 資料 12 「あなたは悪くない！」相談窓口・支援の案内
- 資料 13 働き方改革ポスター2023

資料 1

※興行場等とは、映画館、演劇場、ボウリング場、ビリヤード場、スケート場、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、マンガ喫茶などをいいます。



ダメ！深夜はいかい

そのほか、深夜営業のコンビニ、飲食店を含め、全ての県民には青少年の深夜のはいかいを防止する努力義務があります。

- 青少年に規則正しい生活習慣(早寝・早起き・朝ご飯)を
- 県民みんなで青少年の深夜のはいかいを防止しましょう

沖縄県・沖縄県警察・沖縄県教育委員会・(社)沖縄県青少年育成県民会議

資料 13

保護者及び地域のみなさまへ

教職員の働き方改革にご理解とご協力を！

沖縄県教職員の勤務実態について

- 月80時間を超えて在任している教職員の割合（令和3年度）
小中学校 2.9% 県立学校 2.0%
- 勤務時間外に行っている仕事

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
1位	学習指導に係る事務	学習指導に係る事務	学習指導に係る事務	学習指導に係る事務
2位	校務分掌に係る事務	部活動指導	部活動指導	校務分掌に係る事務
3位	保護者対応	校務分掌に係る事務	校務分掌に係る事務	調査・報告等の事務

沖縄県教職員働き方改革推進プランの目的

- I. 教職員一人ひとりが、充実した教職生活を送るために、ワーク・ライフ・バランスを重視し、働きやすい勤務環境を整える。
- II. 教職員が本来の業務に集中できる時間、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、質の高い教育を持続的に行うことのできる教育環境を整える。

保護者及び地域のみなさまへのお願ひ

教職員の勤務時間は原則として以下の通りです

- 小学校・中学校…………… 8:15～16:45
- 高等学校・特別支援学校…………… 8:30～17:00

勤務時間以外の児童生徒の事件・事故等の緊急時は、**警察・救急・消防等の関係機関までご連絡ください。**

- 登校時間の見直しにご協力を！
児童生徒の安全確保のため、教職員が出勤していない早い時間帯の登校はお控えください。
- 「学校ボランティア」にご協力を！
給食や清掃、登下校の見回り、休憩時間の見守り等、学校の活動に力を貸していただければ幸いです。
- 紙媒体からSNSやWeb回答等によるデジタル化へ！
保護者あての連絡事項や広報はSNSを、アンケートはWeb 回答の活用等をご検討ください。
- 休日の地域行事等について、教職員への参加要請や依頼等は見直しを！
休日の地域行事等への参加、コンクールの応募のとりまこめや審査への動員等の見直しをお願いします。

沖縄県 PTA からのメッセージ

本県 PTA は、教職員の心身ともに健康を保つこと、そして子どもたちのより良い教育環境を実現するため、家庭と学校と地域が果たす役割を認識し、共通理解のもと学校における働き方改革を応援します。

～沖縄県 PTA 連合会、沖縄県高等学校 PTA 連合会、沖縄県特別支援学校 PTA 協議会 へ～

沖縄県教育委員会・市町村教育委員会・(一社)沖縄県 PTA 連合会・沖縄県高等学校 PTA 連合会・沖縄県特別支援学校 PTA 協議会